

# 柳川の未来を一緒に考えませんか

柳川市の今後について話し合うワークショップ



新しい過疎法が施行された昨年4月、旧大和町が過疎地域に指定されました。加えて今年の4月には、旧柳川市が追加指定を受けました。

そこで市は、過疎地域が抱える課題や過疎地域から脱却するための意見やアイデアを考えるワークショップを開催します。興味のある人は、ぜひ参加してください。詳しくは市公式サイトを確認してください。

●日時 ①7月21日(木)、午前10時～正午②21日(木)、午後7時～9時③23日(土)、午前10時～正午  
※内容は全て同じです。

●場所 ①②市民文化会館③大和生涯学習センター

●募集人数 各20人(応募多数の場合は抽選)

●応募資格 市内に住んでいるか、通勤している18歳以上の人

●応募締切 7月1日(金)、午後5時

●申込方法 QRコードを読み取って申し込むか、各庁舎やコミュニティセンターにある申込用紙に氏名(ふりがな)、住所、性別、年齢、勤務先(通勤している人)、電話番号、参加希望日時を記入し、市企画課



企画係(〒832・8601、本町87番地1)に直接提出するか郵送、ファックス74・5520、メールkikaku@city.yanagawa.lg.jpで提出  
【問】同係(☎77・8423)

消費生活センター

## ネット通販 注文を確定する前に必ず確認を

### 【事例1】

スマートフォンに表示された広告を見て美容液を注文した。初回は格安で購入できる定期コースで、いつでも解約できると書いてあったので、初回だけ購入するつもりで注文した。初回の商品が届いて1週間後、予想よりも早く2回目の商品が届いたため慌てて返品しようとしたが、断られてしまった。

### 【アドバイス】

事例のような相談が全国で増加しています。そのため、特定商取引法が改正され、6月1日から通販業者は最終確認画面に次の事項を分かりやすく表示することが義務付けられました。

①商品の数量②総額③支払いの時期・方法④引渡しの時期⑤解約方法

通信販売はクーリング・オフが適用されず、原則として業者のルールに従うことになります。注文を確定する前に内容をよく確認し、最終確認画面のスクリーンショットを撮っておきましょう。申し込んだ後でも、誤解を招くような表示があれば、契約の取り消しができる場合があるので、消費生活センターへご相談ください。

【問】同センター(市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004)

柳川市民文化会館

問い合わせ  
☎73・7777

水都やながわ Information



## 七夕に家族で音楽を楽しもう 近藤和花 ピアノリサイタル

国内外で活躍するピアニスト近藤和花さんを迎えて開催するピアノコンサート。北原白秋作詞の「この道」をはじめ、子どもから大人まで楽しめる曲が盛りだくさんです。未就学児も大歓迎なので、七夕の夜は家族とピアノの音色で癒やされませんか。入場には整理券が必要です。ご注意ください。



●日時・会場 7月7日(木)、午後6時開演(開場は30分前)、イベントホール

●入場料 無料(全席自由)

●整理券 6月18日(土)、午前10時から市民文化会館と立花家史料館、御花で配布。先着200枚

## 子どもたちを歌で励まし続けて41年 たかはしべんコンサート

子どもたちの幸せを願い、全国で5000回を超えるコンサートを開催してきたフォークシンガー「たかはしべん」。混沌とする世界情勢の今だからこそ、子どもたちに何を伝えるべきか。世界中を旅する中で得た貴重な体験を乗せた歌声が、柳川に響き渡ります。家族でぜひ、ご来場ください。



●日時・会場 8月6日(土)、午後2時開演(開場は30分前)、イベントホール

●入場料 一般1500円、高校生以下500円、未就学児ひざ上無料(席が必要な場合500円)

●前売券販売 6月25日(土)、午前10時から市民文化会館で販売開始

## あなたの感覚で協働事業を評価してみませんか

市民協働のまちづくり事業選考委員を募集 任期は令和6年3月まで

市民と市が協働してさまざまな地域課題の解決を目指す「市民協働のまちづくり事業」。一定以上の評価を受け採択された事業に対して、市は補助金を交付しています。その評価を行うのが市民協働のまちづくり事業選考委員会です。同委員会は学識経験者や行政関連団体、市職員など10人以内の委員で組織。また、市民の感覚を事業の選考に反映させるため、公募委員の枠を設けています。市は今年度から2年間務める公募委員を募集します。

●募集人数 3人程度

●応募資格 市民協働のまちづくりに関心を持っている人で、市内に住んでいるか市内の事業所や学校に通勤、通学している18歳以上の人

●任期 委嘱の日から令和6年3月31日まで

●会議 年間4回程度(会議は昼間に開催)

●謝礼 1回の会議につき4000円

●選考 書類審査で決定。選考結果は7月上旬までに応募者本人へ通知

●応募期限 7月1日(金)、郵送は当日消印有効

●応募方法 市役所各庁舎に備え付けの

応募用紙に記入し、柳川庁舎3階の総務課市民協働推進係(〒832・8601本町87番地1)に直接提出するか郵送、ファックス74・1374、メールsomu@city.yanagawa.lg.jpで提出。申込用紙は市公式サイトからも入手可

【問】同係(☎77・8419)



市民協働